

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(豊能税務署長)

平成20年12月19日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 所得税法における各種所得の金額上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額の計上基準(原審判決引用)
- (2) 納税者の勤務先(日本法人)の外国親会社グループが実施する、同グループの各社に雇用される従業員等に対し当該外国親会社の株式を無償で取得することができる権利(ストックアワード)を付与する従業員株式報奨制度(アワード・プラン)に基づきストックアワードを付与された従業員等については、ストックアワードの「vest(権利確定)」時にストックアワードに係る外国親会社の株式の時価相当額の経済的利益を取得し、当該経済的利益(当該株式の「vest」時における時価相当額)が所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」として当該「vest」時に係る年分の所得税の課税対象になるというべきであるとされた事例(原審判決引用)
- (3) アワード・プランにおける「vest」は、ストックアワードを付与された従業員等においてその時点から無償で外国親会社の株式を取得し、又は当該株式の売却により現金を取得することが可能な地位に就くことを意味するにすぎず、ストックアワードが「vest」されただけでは、ストックアワードの権利は未確定であって、従業員等においてその権利を行使する旨の意思表示をして初めて、当該従業員等のストックアワードに基づく経済的利益を享受する権利が確定するとの納税者の主張が、ストックアワードを付与された従業員等がストックアワードの「vest」後に行うことができるものであるものの内容が、外国親会社の株式に係る配当の受領、受託者を介しての議決権の行使及び当該株式の処分といった株主の地位に本質的かつ重要なものであり、これらの行為はいずれも「vest」後特段の意思表示を要せずに従業員等において行うことができるものとされていること、「vest」後に従業員等においてストックアワードを放棄(拒否)することができるものとされているとしても、「vest」後のストックアワードに係る株式についての受託者に対する売却の指示やストックアワードの放棄(拒否)についての期間制限は定められていないことからすれば、納税者の主張するように、当該従業員等において当該選択権を行使するまでは、ストックアワードに係る外国親会社の株式についての権利の帰属が法的に確定しないという仕組みが採られていると解するのは困難というほかないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (4) アワード・プランにおけるストックアワードが「vest」されたことによる従業員等の地位は、ストックオプションにいう会社から新株予約(購入)権を付与され、権利者において、いつでもそれを行使してもよい状態と同視することができ、ストックアワードとストックオプションとは、その付与が無償であるか有償であるかの違いにすぎないから、ストックオプションが権利行使時にその権利行使益に対して課税される以上、ストックアワードについてもストックオプションの場合との取扱いの均衡上、「vest」時ではなく権利行使時にその権利行使益に対して課税されるべきであるとの納税者の主張が、ストックオプションにおいては、権利行使をして初めて当該株式に係る配当の受領、議決権の行使及び当該株式の処分等が可能になるものとされているのが通常であると考えられる上、少なくとも最高裁平成17年1月25日第三小法廷判決(民集59巻1号64頁)の事案においては、

当該ストックオプションの一般的な権利行使期間並びにこれを付与された納税者の権利行使時期及びその方法が具体的に定められていたというのであるから、平成17年最高裁判決が当該ストックオプションの権利行使時における権利行使益が所得税の課税対象であることを前提とする判示をしているからといって、当該ストックオプションとその制度の内容が異なるストックアワードの課税時期及び課税内容について、平成17年最高裁判決に係るストックオプションと同様に解すべき理由はないとして排斥された事例（原審判決引用）

- (5) スtockアワードにおける株式の法的所有権の移転ないし売却の指示等の行使が予約完結権の行使であり、ストックアワードにより付与される権利は予約完結権としての一種の形成権（期待権）付きの権利にすぎず、予約完結権の行使により初めて権利が確定すると解すべきであるとの納税者の主張が、ストックオプションにおいては、権利行使をして初めて当該株式に係る配当の受領、議決権の行使及び当該株式の処分等が可能になるものとされているのが通常であると考えられるから、そのようなストックオプションと「vest」により、その時点で当該株式に係る配当の受領、議決権の行使及び当該株式の処分等が可能となるストックアワードとの権利の性質を同列に論ずることはできず、予約完結権としての一種の形成権（期待権）付きの権利に止まると解することはできないとして排斥された事例
- (6) 「vest」される前に納税者が日本法人を退職したストックアワードについては、納税者の退職により失効し、その後の復活交渉の結果、納税者が再取得するに至ったが、いつ再取得の手続がされたのかの連絡は納税者にされなかったのであるから、ストックアワードが納税者に転送（交付）された時にその利益が実現されたというべきであるとの納税者の主張が、納税者が付与されていた各ストックアワードで退職時に「vest」されていないものについて、勤務先の日本法人から、退職に先立って、納税者に対し、これらのストックアワードに関する納税者の権利を消滅させずに存続させる旨の説明がされていたことなどから、これらのストックアワードについても、アワード・プランに基づき、納税者の退職後も消滅せずに納税者がその権利を保持し続ける旨の措置が確定的に執られていたものと認めるのが相当であるから、当該ストックアワードについても、アワード・プランに基づいてその「vest」時にこれらのストックアワードに係る株式の受益所有権を取得したものであるべきであり、その後受託者の手違いにより納税者において取得した受益所有権の円滑な行使が事実上妨げられたとしても、所得税の課税対象とすべき所得の実現という意味においては、当該受益所有権の取得をもってこれらのストックアワードに係る株式の時価相当額の経済的利益を「収入すべき金額」として得たものであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (7) アワード・プランは、外国親会社グループの各社に雇用される従業員等に対する精勤の動機付け（インセンティブ）とすることを企図した従業員報奨制度として設けられたものであって、外国親会社は、納税者がその職務を遂行しているからこそ、納税者に対し各ストックアワードを付与したものであって、各ストックアワードが「vest」されたことにより納税者が取得した経済的利益は、納税者がその職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることが明らかであるから、当該経済的利益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項（給与所得）所定の給与所得に当たるとされた事例（原審判決引用）
- (8) 退職所得について所得税の課税上他の給与所得と異なる優遇措置を講じている趣旨（原審判決引用）
- (9) 所得税法30条1項（退職所得）に規定する退職所得に当たるか否かの判断基準（原審判決引用）

- (10) アワード・プランにおいては、ストックアワードを付与された従業員等の雇用が「vest」前に終了したときは、当該ストックアワードに関する権利は原則として消滅するものとされているにもかかわらず、納税者の退職後もその権利を保持し続ける旨の措置が執られたストックアワードに係る経済的利益は、仮に一時所得に当たらないとしても、退職所得に当たるとの納税者の主張が、例外措置として退職後も保持し続けるものとされたストックアワードに係る経済的利益は、「退職、すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること」との退職所得の要件を欠くものというほかないし、退職所得に対する優遇措置についての立法趣旨に照らしても、その経済的利益をもって実質的にみて「退職、すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること」の要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取り扱うことを相当とするものであると認めることもできないというべきであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (11) スtockアワードの権利行使時における株式の価格が権利行使可能時における価格より著しく下落した場合には、権利行使可能時に課税された所得税の一部を還付する等の立法措置が講じられなければ不合理であるところ、そのような措置は何ら設けられていないから、納税者に対する課税処分は憲法29条1項（財産権）に違反するというべきであり、このような税制の不備を補う観点からも、本件に限っては、その課税時期をストックアワードの権利行使時とした上で、その権利行使益を一時所得とするよう、所得税法36条等を合憲的に解釈すべきであるとの納税者の主張が、アワード・プランに従ってストックアワードを付与された従業員等は、通常報奨についても任意報奨についても、諮問委員会が決定するストックアワードの「vest」時に特段の意思表示等を要することなく自動的にストックアワードに係る外国親会社の株式等の時価相当額の経済的利益を取得し、当該経済的利益は、当該従業員等の職務の遂行に対する対価としての性質を有する給付に該当するのであって、そのような経済的利益を給与所得として所得税の課税対象とすることは、何ら立法政策としての合理性を欠くということとはできないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (12) 国税通則法65条4項（過少申告加算税）にいう「正当な理由があると認められる」場合（原審判決引用）
- (13) 本件の確定申告当時、ストックアワードに関する課税上の取扱いは明確に示されておらず、納税者が、ストックオプションに関する議論を参考にして、ストックアワードについても株式の売却又は名義変更の意思表示をした時点で課税されると考え、また、その権利行使益を一時所得として申告したとしても、それをもって納税者の主観的事情に基づく単なる法律解釈の誤りに過ぎないということとはできず、国税通則法65条4項にいう正当な理由が認められるべきであるとの納税者の主張が、納税者が確定申告に当たり参照した勤務先が作成したアワード・プランに関するガイドライン等には、ストックアワードに係る経済的利益の課税対象及び課税時期について、ストックアワードの「vest」時にそのときにおける当該アワードに係る外国親会社株式等の時価相当額の経済的利益が給与所得として課税の対象となる旨が明記されていたところ、本件の各確定申告当時、既に課税実務においてはストックオプションについてその権利行使益を給与所得とする統一的取扱いがされており、当該ガイドラインは、当時の課税実務をも踏まえて作成されたものと合理的に推認され、また、当該ガイドライン等の記載を読めば、少なくともストックアワードとストックオプションとが従業員等に対し経済的利益を付与する仕組みにおいて基本的に異なるものであることを容易に理解することができたことなどから「正当な理由」があるとは認められないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (14) スtockアワードにおいて「vest」時をもって所得の年度帰属を決することは、収入を生み出す抽象的な権利の帰属を基準とする発生主義的な権利確定主義にすぎず、収入を生み出す具体的な

権利の帰属時期（実現性充足時期）をもって年度帰属を決するべきで、それは、「vest」後に具体的な売却指示を出すか、自己の口座に移動するかなどの行為時であるとの納税者の主張が、「vest」により従業員が取得する権利は、「vest」時における客観的かつ具体的な権利として確定されており、経済的にみても、従業員は「vest」時に担税力を備えた財産権を取得するのであるから従業員の指示等による任意の時期をもって年度帰属の基準とする考え方は採用できないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 所得税法36条（収入金額）の規定からすれば、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因である権利が確定的に発生したときは、その時点で所得の実現があったものとして、当該権利発生
の時期の属する年分の課税所得を計算するいわゆる権利確定主義を採用しているものと解される。
 - (2)～(7) 省略
 - (8) 所得税法が退職所得につき所得税の課税上他の給与所得と異なる優遇措置を講じているのは、一般に、退職手当等の名義で退職を原因として一時に支給される金員は、その内容において、退職者が長期間特定の事業所等において勤務してきたことに対する報償及び当該機関中の就労に対する対価の一部分の累積としての性質を持つとともに、その機能において、受給者の退職後の生活を保障し、多くの場合いわゆる老後の生活の糧となるものであるため、他の一般の給与所得と同様に一律に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することとしたのでは、公正を欠き、かつ、社会政策的にも妥当しない結果を生ずることになることから、このような結果を避ける趣旨に出たものと解される。
 - (9) 従業員の退職に際し退職手当又は退職金その他種々の名称の下に支給される金員が所得税法30条1項にいう退職所得に当たるか否かについては、同項の規定の文理及び退職所得に対する優遇措置についての立法趣旨に照らしてこれを決するのが相当であり、このような観点からすれば、同項にいう「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」に当たるというためには、それが①退職、すなわち、勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること、の各要件を備えることが必要であり、また、同項にいう「これらの性質を有する給与」に当たるというためには、それが、形式的には上記各要件のすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給与」と同一に取扱うことを相当とするものであることを必要とすると解される。
 - (10)・(11) 省略
 - (12) 過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として国税通則法65条4項が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告による納税義務の違反者に対して過少申告加算税を課することによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置としての過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解される。
 - (13)・(14) 省略
- （第一審・大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●・●●号、平成20年2月15日判決、本資料258号－36・順号10894）

判 決

控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 一考 帛田 喜代隆 武田 純 白倉 典武 原 正和
同補佐人	L M N O P Q
被控訴人	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	森 英介 豊能税務署長 足立 猛広
同指定代理人	山口 浩 村上 幸隆 松下 敏彦 藤井 敬三 中島 孝一 山岡 啓二 福田 達也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 豊能税務署長が控訴人に対し平成15年10月31日付けでした平成12年分所得税の更正処分（ただし、同税務署長が控訴人に対し平成17年11月2日付けでした同所得税の再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額が1762万5883円を超える部分及び同税務署長が控訴人に対し平成15年10月31日付けでした過少申告加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が控訴人に対し平成17年11月2日付けでした過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。

- 3 豊能税務署長が平成15年10月31日付けでした控訴人の平成13年分の所得税の更正処分（ただし、同税務署長が控訴人に対し平成17年11月2日付けでした同所得税の再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額が1971万5279円を超える部分及び同税務署長が平成15年10月31日付けでした控訴人に対する過少申告加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が控訴人に対し平成17年11月2日付けでした過少申告加算税の変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要及び訴訟の経過

- 1 本件は、勤務先の親会社（外国法人）の株式を無償で取得することができる権利（ストックアワード）（以下「本件アワード」という。）を付与されていた控訴人が、上記権利に係る株式を平成12年に売却して得た利益を給与所得として平成12年分の所得税の確定申告をし、同じく平成13年に売却して得た利益を一時所得として平成13年分の所得税の確定申告をしたところ、豊能税務署長が、控訴人は上記権利の権利確定時にその時点における上記株式の時価相当額の経済的利益を取得し、上記経済的利益は給与所得に該当するとして、上記各所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたため、控訴人が、上記各更正処分及び賦課決定処分（ただし、本訴提起後に豊能税務署長がした上記各所得税の再更正処分及び賦課決定処分の変更決定処分により取り消された部分を除く。）の取消しを求めた事案である。

主たる争点は、(1)本件アワードに係る経済的利益の課税時期、(2)本件アワードに係る経済的利益の所得区分、(3)国税通則法65条4項にいう「正当な理由」の有無である。

- 2 原審は、(1)につき、本件アワード・プランに従って本件アワードを付与された従業員等は、そこにいう通常報奨についても任意報奨についても、本件アワードの「vest」により、その「vest」時に本件アワードに係る株式の受益所有権相当額の経済的利益を現実を取得するものというべきであり、上記のような受益所有権の内容にかんがみると、当該経済的利益は、当該株式の「vest」時における時価相当額であると認められるとし、(2)につき、本件アワードが「vest」されたことにより控訴人が取得した経済的利益（本件アワードに係るD社の株式等の「vest」時における時価相当額）は、親会社から付与されたものであっても、控訴人が勤務先での職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることが明らかであるから、当該経済的利益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるとし、(3)につき、本件賦課決定処分（ただし、本件変更決定処分により一部取り消された後のもの）について、更正に基づき新に納付すべき税額の計算の基礎となった事実について、確定申告の税額の計算の基礎とされなかったことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできず、本件賦課決定処分（ただし、本件変更決定により一部取り消された後のもの）について他の違法事由を認めることもできなとし、控訴人の請求をいずれも棄却した。
- 3 これに対し、控訴人が控訴を申し立てた。

4 本件事案の概要は、以下のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」中「第2事案の概要」2ないし4記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁20行目「前提事実」の次に「(当事者間に争いが無い、末尾掲記の証拠ないしは弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実)」を加える。

(2) 同4頁13行目の「という。」を削除し、18行目「吸収合併された」の次に「(乙1の1・2)」を加える。

(3) 同5頁21行目「甲6」の次に「(枝番を含む。以下枝番のあるものはすべて枝番を含む。)」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないと判断するが、その理由は以下のとおりである。

【判示(1)】 2 本件アワードに係る経済的利益の課税時期(争点①)について

~(4) 以下のとおり付加・補正するほかは、原判決42頁1行目から53頁9行目記載のとおりであるから、これを引用する。

~(13) (1) 原判決43頁21行目「残るものの、」の次に「「vest」時以後においては、」を加える。

(2) 同45頁21行目「従業員等は、」の次に「「vest」時において、」を加える。

(3) 同46頁14行目「経済的利益を現実に取得するもの」を「経済的利益を享受する権利を確定的に取得し、その時点で所得(上記経済的利益)の実現があったもの」に改める。

(4) 同48頁11行目「明らかである。」を「明らかであり、上記のような受託者に対する招集通知の送付先の指定や配当金の振込口座の指定等は、権利を取得するための手続ではなく、確定的に取得した権利に基づいてその権利を具体的に実現するための手続、あるいはその権利から生じる経済的利益を現実に取得するための手続にすぎないものと認められる。」に改める。

【判示(5)】 (5) 同49頁10行目ないし11行目「理由はない。」の次に「なお、控訴人は、控訴人による本件アワードにおける株式の法的所有権の移転ないし売却の指示等の行使が予約完結権の行使であり、本件アワードにより付与される権利は予約完結権としての一種の形成権(期待権)付きの権利にすぎず、予約完結権の行使により初めて権利が確定すると解すべきであると主張する。しかし、上記のとおり、ストックオプションにおいては、権利行使をして初めて当該株式に係る配当の受領、議決権の行使及び当該株式の処分等が可能になるものとされているのが通常であると考えられるから、そのようなストックオプションと、「vest」により、その時点で当該株式に係る配当の受領、議決権の行使及び当該株式の処分等が可能になる本件アワードとの権利の性質を同列に論じることはできず、ストックオプションと異なり、上記のような本件アワードにより「vest」時に付与される権利が予約完結権としての一種の形成権(期待権)付きの権利に止まると解することはできない。」を加える。

(6) 同51頁1行目「「vest」される旨の通知を受け、」を「「vest」される旨を知らされ、また、E社の株式売却申請書やE社の通常株式転送申請書の送付を受けたこと、」に改める。

- (7) 同5 1頁4行目「及びE社の株式」を「並びに本件アワード4及び5についてはE社の株式」に改める。
- (8) 同5 1頁7行目「送信したこと」の次に「(通常「vest」日前に「vest」日に関する連絡があり、「vest」前に株式売却申請等の手続が行われている(原審控訴人調書7頁ないし8頁。))」を加える。
- (9) 同5 1頁8行目ないし9行目「本件アワード4及び5に関する原告の権利が失効しているといった趣旨の連絡が入ったため」を「本件アワード4及び5に関して、行使したい対象のものが無いという趣旨の連絡、すなわち、控訴人にとって、本件アワード4及び5に関する控訴人の権利が失効させられているとしか受け取られないような内容の連絡が入ったため(原審控訴人調書28頁ないし29頁)」に改める。
- (10) 同5 2頁2行目ないし3行目「「vest」日が原告に通知されていた事実が認められる」を「「vest」日が控訴人に知らされていた事実が認められる(原審控訴人調書13ないし14頁、21頁、28頁、甲17)」に改める。
- (11) 同5 2頁21行目「F社の手違い」を「F社ないしB社側の何らかの手違いにより、本件アワード4及び5に関する控訴人の権利が失効しているかのように扱われたこと(なお、控訴人は、F社から「本件アワード4及び5は株の残高がない。」との連絡を受けたことや、任意アワードである本件アワード4及び5は、元来、従業員の雇用終了により自動的に取り消されるものであること、D社のアジア地域を統括するH社との交渉でも容易に本件アワード4、5の権利が認められなかったことからして、本件アワード4、5に関する控訴人の権利は退職後一旦失効し、その後、新たに付与された旨の主張をするが、本件アワード4及び5に関する控訴人の権利が退職後一旦失効したことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、「vest」前に本件アワード4及び5に関する通常株式転送申請書(甲10の1の書き込み前のもの。)の用紙がD社から日本を管轄するリージョナル・コーディネーターを通じていったんは控訴人に送付されていること(甲16、17)や、B社から、「控訴人のアワードのうち、退職により失効し、その後再取得したものは無い。」旨の回答がなされていること(乙12)などに照らすと、本件アワード4及び5に関する控訴人の権利は退職後失効していなかったものと推認される。)」に改める。
- (12) 同5 2頁24行目「受託者の手違い」を「F社ないしB社側の何らかの手違い」に改める。
- (13) 同5 2頁26行目「取得している以上、」の次に「控訴人の本件アワード4及び5に関する権利取得の効果には何ら影響はないから、」を加える。
- 3 本件アワードに係る経済的利益の所得区分(争点②)について
原判決5 3頁11行目から5 8頁21行目記載のとおりであるから、これを引用する。
- 4 国税通則法6 5条4項にいう正当な理由の有無(争点③)について
以下のとおり付加・補正するほかは、原判決5 8頁23行目から6 7頁5行目記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決6 4頁1行目「「vest」日の通知を受けて」を「「vest」日を知らされて」に改める。
- (2) 同6 4頁3行目「指示していること」の次に「、上記認定のとおり、控訴人は、

E社の株式売却申請書やE社の通常株式転送申請書を送付したところ、F社ないしB社側の何らかの手違いにより、本件アワード4及び5に関する控訴人の権利に基づく株式売却等の手続の速やかな実現が一時的に妨げられたものの、交渉の結果、再度の申請書送付後、申請どおり株式売却等が実現されていること」を加える。

(3) 同64頁4行目「受託者の手違い」を「F社ないしB社側の何らかの手違い」に改める。

- 5 控訴人は当審においても、本件アワードに係る所得の年度帰属については、従業員により権利行使の意思表示がなされた時点と解すべきゆえんを再説するが、当審における新たな証拠を加味検討しても、本件アワードプランは、「vest」されることにより、権利者の意思表示はもとより、なんらの法律事実を要することなく、客観的かつ確実に従業員に帰属し、かつ、従業員が所定の権利を行使できる法的地位を取得する制度が予定されていることは上記説示のとおりであり、これを経済的にみても、従業員は、「vest」時に担税力を備えた財産権を取得するのであるから、「vest」後、従業員の任意の権利行使時にはじめて所得税法上の収入が発生するとの見解には与することはできない。控訴人が当審において提出した鑑定意見書（甲15、以下「乙意見書」という。）は、本件アワードにあつて、「vest」時をもって所得の年度帰属を決することは、収入を生み出す抽象的な権利の帰属を基準とする発生主義的な権利確定主義にすぎず、収入を生み出す具体的な権利の帰属時期（実現性充足時期）をもって年度帰属を決するべきで、それは、「vest」後、具体的な売却指示を出すか、自己の口座に移動するかなどの行為時であると述べるが、本件アワードプランの予定する「vest」により、従業員の取得する権利は、「vest」時における客観的かつ具体的な権利として確定されており、従業員が株式を売却指示ないし自己の口座に移転するという任意の時期をもって年度帰属の基準とする考え方は採用できない。

【判示(14)】

もともと、本件アワード4、5については、控訴人がBを退職時に失効したものでなく、その権利に消長がなかったにせよ、控訴人が平成13年6月14日にこれらアワードのトランスファーを申請（指示）したのに、受託者であるF社から、あたかも権利を否定するような回答がなされ、控訴人の指摘により、H社の担当者から、控訴人に再度申請をするよう促された結果、控訴人が、再びトランスファーを申請したのが同年11月28日、そのトランスファー分が控訴人の口座に送付されたのが平成14年1月29日であったこと（甲17）からすれば、控訴人が本件アワード4、5に係る金銭的利益を実現し得べかりし時期は平成13年11月ころに再度トランスファーの申請を示唆されたときであつて、「vest」時に所得の実現があつたとするには疑問が生じないではない（乙意見書も「控訴人の責めに帰せない理由により権利行使が妨げられ、しかも権利の存在自体が争われている場合にまで「vest」時をもって収入すべき権利が確定したとするのは不合理で、権利の存在が確定し、それに基づいて控訴人が具体的な行為をしたときをもって確定時期と理解すべきもの」と述べている。）。しかし、上記経過に至った経過を考慮すれば、A、D社、F社のいずれもが、本件アワード4、5に係る控訴人の権利を基本的に否定していたのでなく、内部における手続的な過誤により一時的に本件アワード4、5の権利の存在を認識できなかったために、控訴人の希望するトランスファーが遅れただけであり、それが本件アワードプランにおいて遅延と評価され

るものであつとしても、これらは、控訴人とA、D社、F社の関係で解決されるべき問題で、控訴人が「vest」により本件アワード4、5の権利を取得した事実は動かないというべく、控訴人の主張は採用できない。

6 したがって、控訴人の本訴請求はいずれも理由がない。

第4 結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 渡邊 安一

裁判官 安達 嗣雄

裁判官 松本 清隆